

第 13 号議案

ふじみ野市印鑑条例の一部を改正する条例

ふじみ野市印鑑条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 130 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 4 項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「及び移動端末設備（同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定（同法第 49 条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の一部改正に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。